



司法書士講座
竹下合格システム
基礎・実力養成講座

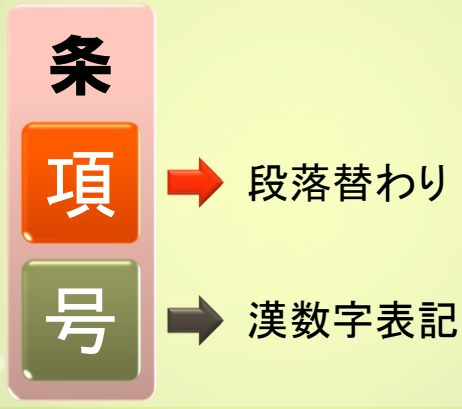
～民法・不動産登記法編 第1回～

権利能力等の意義、
制限行為能力者制度①



Copyright© 2013- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

条文の構成



条

項 → 段落替わり

号 → 漢数字表記



Copyright© 2013- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

条文の読み方（第13条）

項	号
第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。	
一 元本を領収し、又は利用すること。	
二 借財又は保証をすること。	
三 不動産その他重要な財産に関する権利の轉讓を目的とする行為をすること。	
四 訴訟行為をすること。	
五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第四十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。	
六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。	
七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。	
八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。	
九 第六百一条に定める期間を超える賃貸借をすること。	
二 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であつてもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。	

資格の学校 TAC  Copyright© 2013- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved. W セミナー

本文、ただし書の意義（第5条1項）

本文	ただし書
第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。	

資格の学校 TAC  Copyright© 2013- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved. W セミナー

前段、後段の意義（第5条3項）

後段	前段
る。 産を処分するときも、同様とす	3 第一項の規定にかかわらず、 法定代理人が目的を定めて処 分を許した財産は、その目的の 範囲内において、未成年者が自 由に処分することができる。目 的を定めしないで処分を許した財

資格の学校 **TAC**

Copyright© 2013- TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

権利能力、意思能力及び行為能力のイメージ

権利能力	・ 取引界に参加することができる資格・地位のこと
意思能力	・ 取引界のルールを理解できる能力のこと
行為能力	・ 単独で有効に取引をすることができる能力のこと

資格の学校 **TAC**

Copyright© 2013- TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

被補助人の行為能力について

補助人 B

被補助人 A

相手方 C

Bに与えられる権限

1. 同意権のみの場合
2. 代理権のみの場合
3. 同意権及び代理権の場合

資格の学校 TAC

Copyright© 2013- TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

権利能力、意思能力及び行為能力

例題2-1

未成年者であるAがその所有する甲土地について、その親権者であるCの同意を得ないで買主B(行為能力者であるものとする)との間で売買契約を締結した。
A・B間の契約は有効か。

親権者 C

法定代理人

未成年者 A

売買契約

甲土地

制限行為能力者の相手方 B

資格の学校 TAC

Copyright© 2013- TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

第1回 権利能力等の意義, 制限行為能力者制度①

《講義該当箇所》

デュープロセス民法・不動産登記法 I

第2部

第1章 民法総則編の構成

第2章 権利の主体と客体

第1節 権利能力, 意思能力及び行為能力

第2節 制限行為能力者制度

4. 被補助人 まで

直前チェック民法 I

第1部テーマ1 チェックポイント1〜33 まで

《今回の講義ポイント》

1. 権利能力, 意思能力及び行為能力の意義を理解すること
2. 制限行為能力者制度の趣旨を理解すること
3. 各制限行為能力者の行為能力はどのように制限されるのかを理解すること

第2回 制限行為能力者制度②, 不在者の財産の管理及び失踪, 権利の客体

《講義該当箇所》

デュープロセス民法・不動産登記法 I

第2部

第2章 権利の主体と客体

第2節 制限行為能力者制度

5. 制限行為能力者制度のまとめ

6. 制限行為能力者の相手方の保護

第3節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

第4節 権利の客体

直前チェック民法 I

第1部テーマ1 チェックポイント 34 以下

《今回の講義ポイント》

1. 制限行為能力者の能力の制限に関する事項を整理すること
2. 制限行為能力者の相手方の立場及びその保護に関する制度を理解すること
3. 不在者の意義及びその財産管理に関する事項を理解すること
4. 失踪の宣告の制度を理解すること
5. 同時死亡の推定の意義を知ること
6. 権利の客体に関する用語を確認すること

第3回 法律行為の有効要件, 心裡留保, 通謀虚偽表示

《講義該当箇所》

デュープロセス民法・不動産登記法 I

第2部第3章

第1節 総説

第2節 意思の欠缺 2. 通謀虚偽表示 まで

直前チェック民法 I

第1部テーマ2 チェックポイント19 まで

《今回の講義ポイント》

1. 法律行為の有効要件を確認すること
2. 心裡留保の意義及び効果を理解すること
3. 通謀虚偽表示の意義及び効果を理解すること
4. 民法 94 条 2 項にいう「善意の第三者」の意義及び範囲を確認すること
5. 善意の第三者からの転得者の地位に関する問題点を確認すること

第4回 錯誤, 瑕疵ある意思表示, 意思表示の到達と受領

《講義該当箇所》

デュープロセス民法・不動産登記法 I

第2部第3章

第2節 意思の欠缺 3. 錯誤

第3節 瑕疵ある意思表示

第4節 意思表示の到達と受領

直前チェック民法 I

第1部テーマ2 チェックポイント20～37 まで

《今回の講義ポイント》

1. 錯誤の意義及び効果並びに動機の錯誤に関する学説を理解すること
2. 錯誤無効を主張することができる者の範囲等を確認すること
3. 詐欺及び強迫の意義及び効果を理解すること
4. 民法96条3項にいう「善意の第三者」の意義及び範囲を確認すること
5. 第三者による詐欺の意義等を理解すること
6. 詐欺と強迫との違いを確認すること
7. 意思表示の受領能力の意義を確認すること